

# 民事証拠法実務の基礎

---

---

デジタル・フォレンジック研究会 第11期第1回「法務・監査」分科会

日時：平成26年7月18日(金)19時

場所：東京都南部労政会館

西村あさひ法律事務所

パートナー弁護士 櫻庭 信之

# 証拠調べ方法

---

書証

検証

鑑定

当事者尋問・証人尋問

送付嘱託・調査嘱託

(証拠保全)

# 秘密保持命令

- 1 成立要件           秘密管理性・非公知性・有用性＋命令の必要性
- 2 秘密保持命令の申立にどこまで書くか？
- 3 営業秘密の名宛人の特定
- 4 事前協議の立会い人の選定
- 5 決定書への営業秘密の添付
- 6 違反の効果

---

訴訟記録閲覧謄写制限  
民事訴訟法92条

訴訟当事者以外に対する制限効

# 営業秘密管理指針が求める「秘密管理」

物理的管理＋技術的管理＋人的管理＋組織的管理

施錠した保管庫に保管、PW設定、「秘」表示、入退室・持出し制限。責任者の許可。アクセスは少人数。廃棄は、シュレッダー・熔解・破壊等。従業員への定期教育・周知徹底。就業規則・秘密保持契約・誓約書、等々。

緩い秘密管理性が示された例  
大阪地裁平成19年5月24日判決(部品図)

社外秘の表示はせず。

無施錠の棚に保管され、誰でも閲覧し複写可能。

ただ、原則として顧客に交付することはなく、クレーム対応などの例外的な場合に交付する際には責任者の承諾が必要であった。

「秘密とする旨を社内的に認識させる措置」をしていた。

緩い秘密管理性が示された例  
大阪地裁平成20年6月12日判決

パソコンのIDとパスワードを複数の従業員で共有。  
IDとパスワードを付箋に書いて貼ってあった。  
入力担当者に退職者が出てもIDとパスワードは不変更。  
アクセスできる者が制限されておらず、全従業員が会員のデータベースにアクセス可能。

IDとパスワードを知らない者(原告らの従業員でない者)に対しては秘密とする意思を有していると認識し得るだけの措置をとっていた。

## 大阪地裁平成20年6月12日判決(2)

---

物理的にはほぼ自由に使っていた。

しかし、一応ID・パスワードが存在している。

秘密情報として扱うべきことを予定し、利用者にわからせる程度にはまだ機能。



## 緩い秘密管理性が示された例 名古屋地裁平成20年3月13日判決

パソコンにパスワードを記載した付箋を貼っている者もいた。  
プライスリストは秘密と定めた文書も、管理マニュアルもない。  
従業員の中にはプライスリストを印刷したものを廃棄しないでそのまま保管している者がいた。  
社外秘の表示はなく保管場所も施錠されていない。

プライスリスト(仕入原価等が記載)は製造メーカーにとって重要。

# 「技術又は職業の秘密」 民訴法220条4号ハ号

提出拒絶事由に、証言拒絶権(民訴法197条1項3号)準用

(1) 最高裁平成12年3月10日決定

公開されると、技術がもつ社会的価値が下落、活動が困難

(2) 最高決平成20年11月25日

単なる秘密では不十分、「保護に値する秘密」

開示による不利益 v 真実発見・公正裁判とのバランス

情報の内容、性質、情報が開示されることにより所持者に与える不利益の内容、程度等と、民事事件の内容、性質、民事事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の諸ファクターのバランス

# 顧客に対する守秘義務

最高裁平成20年11月25日決定・最高裁平成19年12月11日決定  
(判断基準)

対象文書を顧客が所持していた場合に提出義務を負うか否かが判断基準

(1)銀行が独自に行った顧客に関する分析評価は「職業の秘密」

(2)顧客が破綻した等、事後事情の変化があれば、「保護に値する秘密」  
ではない。

⇒ 金融機関以外の分野への拡張可能性

# 公務秘密文書 民訴法220条4号口号

(1) 最高裁昭和52年12月19日決定、最高裁昭和53年5月31日決定

形式秘ではなく、実質秘

(2) 最高裁平成17年10月14日決定

実質秘 + 公務遂行支障の具体的なおそれ

① 私的な情報

例、事故現場の安全管理体制、事故の発生状況、発生原因

② 行政内部の意思形成過程に関する情報

例、再発防止策、行政上の措置についての調査担当者の意見

# 開示による具体的な支障のおそれ

## ① 私的な情報

## ② 行政内部の意思形成過程に関する情報

- ( i ) 関係者からの聴取内容がそのままでは記載なし。取捨選択・分析評価の味付けあり。
- ( ii ) 法令の根拠ある強制調査権(立入り・質問・検査の権限、報告・出頭命令、不協力に対する罰金)

⇒ ビッグデータは？

情報公開法の証明責任  
最高裁平成26年7月14日判決

行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定に対し、取消しを求める者は、不開示決定時に行政機関が行政文書を保有していたことの主張立証責任を負う。

- (1) 電磁的記録も対象。
- (2) 過去に行政機関が行政文書を作成・取得していた場合でも、当然には存在は推定されない。
- (3) 存在の推認の可否。  
行政文書の内容や性質、作成・取得の経緯、不開示決定時までの期間、保管の体制・状況等を個別具体的に検討。

⇒ 外交交渉の過程で作成される行政文書からの拡張可能性